

## 神の正義とあわれみ

### — 『神学大全』と『神学綱要』における「神の正義」論の比較—

Iustitia et Misericordia Dei — A Comparison of Theory on Justice  
of God in 'Summa Theologiae' and 'Compendium Theologiae' —

山口隆介  
Yamaguchi Ryusuke

#### 要 旨

トマス・アクィナスの『神学大全』*Summa Theologiae*と『神学綱要』*Compendium Theologiae*とは相互に重なる内容の議論が多い著作である。しかしながら『神学大全』と異なり、『神学綱要』は日本ではほとんど研究されていない。

本稿は、この両著作における神の正義とあわれみに関する議論を明らかにする試みであるが、実は『神学綱要』には神のあわれみという語句は出てこない。そのため、神の正義という概念が『神学大全』のものと同変容しているところがある。

本稿では、1. および2. で『神学大全』における神の正義とあわれみに関する議論を、3. で『神学綱要』での神の正義論を明らかにする。3. においては『神学綱要』の邦訳がない現状を鑑み、本稿での議論に必要な章をそのまま訳出したうえで、註釈をつけるという方法をとった。

神の正義が神のあわれみを前提とし、あわれみのゆえに神は正義をあらわす、そして、たとえ人間を罰する時にも、神のあわれみが前提となっているということを示すのが、本稿の試みの目的である。

この訳は、訳者の知るかぎり初の日本語訳である。

**Key Words** : トマス・アクィナス, 神の正義, 神のあわれみ, *Summa Theologiae*, *Compendium Theologiae*

#### 1. 神の正義

トマスが論じる正義 *iustitia* は、より平易な日本語に訳するなら公平さの美德とでも表現すべきものである。正義は、各人に各人の正当な取り分を配分することと定義され、交換的正義 *iustitia commutativa* と配分的正義 *iustitia distributiva* とに区分される。交換的正義は商業などの場合の正義であり、対価に見合っただけの物品を渡す、および物品に見合っただけの対価を渡すということで成立する公平さのことである。いっぽう、配分的正義は行政などの場面での正義であり、それぞれの人の資格などに応じて応分の物品なりサービスなりを提供する、説明すべき語句に含まれている表現をあえて用いるなら配分することである。

以上のような議論を踏まえるなら、われわれは、人間関係や社会の中で実現されるべき正義ないしは公平さを、帰属の適正化という概念で説明することができる。

交換の場合は、交換を行なう両者、あるいはそれ以上の人間が、交換前に有していた価値の総量を減じることなく、交換後も所有し続けるということを基準に、交換後の価値の帰属はなされねばならない。それが、交換に関わる者たちにとって権利上正当な帰属を設定するということでもある、ということである。

配分の場合は、配分を受ける者たちそれぞれに、その者の資格などに応じて受け取るべきものが適正に帰属することが公平だということになる。一番、分かりやすい例が、年金である。年金を積み立てた期間に応じて、受給できる年金の総額が決まるという仕組みは、それぞれの年金制度への貢献に応じて、受け取るべき年金が適正に帰属することが公平であるということになる。

そして、配分的正義は、受け取る当人にとって利益であると分かりやすいものだけについて言われるのではない。刑罰の場合にも配分的正義は実現しなければならない。すなわち、刑罰を下すという場面においては、適正な罰、犯した犯罪を償うのに相応の罰が、受刑者に帰属しなければならない。

そして、正義を実行するものは、正義を実行する相手に対して debitum を負うとされる。debitum は「義務」とも訳し得る語であるが、直訳すると「負い目」になる語である。正義を実行しないうちは、正義を実行すべき相手に対して負い目があるので正義を実行しなければならないということである。ここにも、トマスの正義概念の均衡的な性格が表れている。

そして、神もまた正義を実行する立場にあるとトマスは論じる。

トマスが、神が正義を実行すると考えるのは、聖書の立場からも、またキリスト教信仰からも当然と言える。しかしながら、正義の実行には「負い目」が伴うとするなら、神が正義を実行する以上、神は正義を実行する対象である人間に対し、「負い目」を負っているということになりはすまいか。

この点に関するトマスの考えは、神は、人間を含む被造物に対して「負い目」などなく、正義を実行しなければならないということは、神自身に対する義務である、というものである。

上記のトマスの解決を理解するには、解釈を要するだろう。トマスの正義論の特徴の1つは、正義は他者に対する徳であるということだが、神の場合は、何ものとも対等であるということはない。ゆえに、神は、他者への正義を自己への「負い目」ゆえに果たすということになる。認識においても、神は神自身の本質を認識し、この認識を通して被造物を認識するとトマスは論ずる。これらのことが示唆するのは、トマスの神理解において、神は他者に対し、自己回帰によって関わると観念されているということである。神においては、自己へのベクトルと、他者へのベクトルが同一である。

『マタイ福音書註解』で、いわゆる山上の垂訓の註解において、トマスは真福八端を解釈している。真福八端の文言の順序は、神に近づいていくプロセスに従っており、そして、「至福だ、心の清い者は、彼らは神を見るだろうから」「至福だ、平和を作る者は、彼らは神の子と呼ばれ

るだろうから」という第6、第7の至福についてはこう述べられている。

「そしてそれゆえ、ある人々は、倫理徳は、特に貞潔の徳は、観想的生に進むと言っている。そして、このゆえに「至福だ、心が清いなら」というのは、旅路の直視についてのこととして理解され得る。なぜなら、正義に満ちた心を有している聖人は、身体的なはたらきによって見る他の人々より卓越したしかたで見えるからである。すなわち、はたらきがより近接的であるほど、神はそれらのはたらきを通して認識される。それゆえ、正義を有する聖人たちは、愛徳と、そのたぐいのはたらきを有している。彼らは神に最も似ている人々であり、他の人々より〔神を〕認識する。「飲み、食らえ。主は甘いからである」(『詩編』33;9)」<sup>1</sup>。

「至福だ、平和を作る者は、神の子と呼ばれるだろうから」。ここでは、7つ目の至福がおかれている。そして、さきほど述べたように、最善のものへと準備する徳は、2つのものへと準備する。すなわち、神の直視と愛へと。そして、心の清さが神の直視を準備するように、平和が神の愛へと準備する。このことにおいて、神の子たちと呼ばれ、そうなるのである。そして、このようにして、「平和は」隣人への愛へと準備する。「目に見える自分の兄弟を愛さない者に、どうして、目に見えない神を愛することができようか」と言われているように(『ヨハ一』4;20)」<sup>2</sup>。

人間から神に向かうプロセスという視点に立つ限り、トマスは、第6の至福と第7の至福を一本の道筋におこうとしていると考えるほかはない。しかしながら、この2つの議論を並置しても、第6の至福が示唆するのは一個の人間が神に向かう垂直のベクトルであるのに対し、第7の至福が示唆するのは人間が他の人間に向かう平行のベクトルであって、並列はするが一貫はしない。『マタイ福音書註解』の上掲箇所の後にはむしろ並列関係のほうを強調するような議論すらある。

「霊の貧しさによって、悲しみによって、心をならすことによってなされることは、清らかな心が得られるためでなければ、何になるのか。正義とあわれみによってなされることは、我々が平和を有するためでなければ、何になるのか」<sup>3</sup>。

ここでは、真福八端別の至福、すなわち、①霊の貧しさ、②悲しみ、心をならすことすなわち③柔和、④正義、⑤あわれみが、心の清さをもたらすものと、平和をもたらすものとに分類されるかのように論じられている。言い換えるなら、心の清さによる神を見る至福に至る経路と、隣人との平和ゆえに神の子と呼ばれる至福に至る経路は別であるかのように論じられている。

もちろん、他者が与件として存在する以上、霊の貧しさも、悲しみも、柔和も、そして当然、心の清さも、他者との関わりなしにはあり得ない。ゆえに人間的現実を考えるなら、ベクトルが交差して一本化できないことは、本質的な問題ではありえない。

しかしながら、理論上は問題になりうる。人間にとって他者が与件として存在することを偶然ではなく、必然と捉えることでのみ、この問題は解決されるだろう。

1つの可能性は、神が他者である被造物を、被造物への愛ゆえに創造したという事実である。そしてまた、上述の、神が自己回帰により他者に関わっているという事態も、可能性の1つであろう。神が自己に回帰することによって他者に関わるというベクトルは、すなわち、神のうち

に神から他者へと出て行くベクトルがあることを示唆するからである。ゆえに、神と1対1で向き合うことのうちに、神以外の被造物との関係も含まれているということも示唆されることになる。神を直視する人間は、神を通して他の者を認識するという視点を得るように、神を愛する者は神を通して他の者を愛するということになるだろうからである。そして、実際に、トマスは愛徳 *caritas* を論じる際、神への愛とは神を直接愛する以外に、隣人をも愛する徳であり、その際隣人は、神を愛するがゆえに愛されているとし、そして、神への愛は神の愛の分有であるとする。

以上の議論から、神を愛するという垂直のベクトルのうちに、他者への愛が水平のベクトルがあるという構造について示唆を得た。神の他者認識の自己回帰的構造が、神の本質の神以外のものへの波及性を示唆し、それが愛においても、神への愛が神以外のものにも波及するという構造を示唆する、というのがここでの論理である。

トマスは、神を本質に関して無限であるとする。本質に関して無限であるということの意味は分かりづらいが、自己回帰を通じて他者に至るという構造を示唆するものであるというのは、1つの可能な解釈であると思われる。以下、この解釈に立って議論を展開する。この自己回帰で他者に至るということということが神における本質の無限性であるなら、神の正義において、神が神自身に対する負い目によって、被造物である人間に対し、その応分のものを適正に帰属させるということを、この点から理解することは十分可能であると思われるからである。

そして、上述の解釈は、神の正義に見られる自己回帰的な構造は、神が正義だということに限定されるものではなく、神が無限であるということの様態の1つであり、神の認識とも、神の愛とも共通する構造であるということでもある。言い換えるなら、トマスは、無限な神が自己回帰を通して他者に関わるという構造を神の認識や愛を論ずる際に活用しており、そして、正義についても同じく解釈することは可能であるということになる。

そして、『マタイ福音書註解』における真福八端の註解では、正義とあわれみが平和をもたらすことの準備として並置されていたが、この人間の場合の正義とあわれみの並置と同じく、神においても正義とあわれみが並置して論ずることができる。

しかしながら、神の正義を正確に理解するなら、神が同時にあわれみを持った存在であることは一見矛盾するようになってくる。すでに刑罰について述べたように、正義には罰せられるにふさわしい者に応分の罰を与えるということも含まれる。それに対して、あわれみはその罰を場合によって免除するということがそのはたらきになる。神が正義の神であるなら、同時にあわれみの神であることが可能であろうか。

## 2. 神のあわれみ

神の正義に関する議論には、神の正義があわれみと両立しえないものであるかのように思わせるものも含まれている。例えば、神の正義は真理であるかを論じる議論ではこう述べられる。すなわち、真理とは知性が現実に対して一致していることである。これをトマスは、事物と知性の一致 *adaequatio rei et intellectus* と言う。

この事物と知性の一致は、人間を含む被造の知性と神の場合とでは、実態が異なる。すなわち、被造の知性の場合、事物に知性が一致することが真理であるが、神の場合は知性に事物が一致する。つまり、神の知性に一致すること以外は現実ではありえず、したがって真理でもあり得ない。

このことは言い換えるなら、神が正義であるということには、被造物、特に人間の場合とは異なり、外部の規範を必要としない。神自身が規範であるということである<sup>4</sup>。

神自身が規範であると考えたら、あわれみというものはふさわしくないように思えてくる。最高の規範が規範自身に違反することはふさわしいことと思われなければならないからである。トマス自身が用いている異論にも、あわれみは、正義をゆるめることであるが、神は、その正義に関わることをほったらかしにすることはできないので、あわれみは神にはふさわしくない、というものがある。

だが、トマスの議論は、神において正義とあわれみは対立しないということを論証する試みへと向かう。まず、あわれみとは何かを明確にするところから始める。あわれみ深い人 *misericors* は、*miserum cor* みじめな心を持つかのような人であるとされる<sup>5</sup>。他の人のみじめさを見ると、自分のみじめさのように感じて悲しむ人があわれみ深い人であり、そのような人は、他人のみじめさを取り除くために何かをするということになる。自分のみじめさなら、誰でも取り除こうとするからである。

そして、みじめさを取り除くということは、神に最大度にふさわしい。ここでトマスが言う、神の取り除くみじめさとは、人間が人間であるがゆえに負う欠陥であるが、それらは、なんらかの善性による完全さによってでなければ取り除かれず、そして、神は善性の第一の源である。

神は善であるがゆえに、みじめさ、日本語でより分かりやすく言うなら、苦という悪を取り除くことがふさわしい。ゆえに、神があわれむということには矛盾はない。

そして、さらにこう言われる。「もろもろのものに完全さをふるまうことは、神の善性にも、また正義にも、また気前良さの徳にも、またあわれみにも関わる。しかしながら、関わる観点は異なる。完全性の分配は、端的に考えるなら、すでに示されたように、善性に関わる。そして、それらそれぞれ応分に *secundum earum proportionem* 完全さが神によってもろもろのものに与えられるということは、すでに言われたように、正義に関わる。また、完全性を、〔相手が自分に〕役立つからではなく、そのものの善性のゆえにのみ与える〔すなわち、報いを求めるのではなく、相手にとっていいことであるから与える〕のは、気前良さに関わる。そして、神からもろもろのものに与えられた完全さによって欠陥がすべてなくなるということは、あわれみに関わる」<sup>7</sup>。

つまり、神は善そのものであるがゆえに、すべての欠陥という悪を取り除こうとする。すなわち、すべてのものを完全にしようとする。そのこと自体は、神の善性ゆえのはたらきである。そして、ある観点に立つなら、それが正義のはたらきとも、気前良さの表れとも、あわれみによるはたらきとも言える。すなわち、完全性を、受けるものそれぞれに相応しく与えるという観点では、それは正義のはたらきである。正義とは、それぞれのものに帰属すべきものを帰属させることだからである。

そして、自分にとって善であるがゆえに完全ならしめようとするのではなく、完全性を与えら

れる側のもの、すなわち、被造物にとって善であるがゆえに完全さを与えるというのが神の気前良さである。

さらに、神から与えられた完全さにより欠陥が取り除かれるということは、あわれみに関わる。欠陥とそれによる苦しみというみじめさが取り除かれるからである。この議論をさらなるトマスの議論で補完すると、みじめさと呼ぶことができる欠陥とは、本来、幸せになる能力を有する、すなわち、幸せを認識することができる理性的存在の欠陥である。つまり、人間は、その欠陥ゆえに、幸せになることができないので、神はそれをあわれみ、完全さを与えて幸せになることを可能にするということになる。

以上の議論は、神が善なるがゆえに、人間に完全さをほどこし、そのみじめさを取り除くことは神にふさわしいということに立脚している。しかしながら、このことを罰の場合に当てはめるなら、罰の苦しみというみじめさへの同情から、罰を免除するということがあわれみだということになるだろう。しかし、神が罰を与える時には正義の執行者として与えているのであり、神が正義である時、神そのものが正義の規範なのである。自身が規範であるものが、その規範をゆるめる、あるいは反するということが、はたして可能であろうか。

この点に関しては、次の議論が参考になる。すなわち、「神はあわれみ深く振る舞うが、それは自身の正義に反することを行なうのではなく、正義を超える何かを行なうのである。たとえば、100デナリ支払われるべき人に、自分から200デナリオンをわたすような場合」、それは支払われる相手に多い方で応分でない支払いをしているのだが、それでも「正義に反することをしているのではなく」、苦勞に報いるには取り決め以上に払うのがよい場合のように「気前のよさのゆえか」、支払われるべき人がひどく生活に困っているのを知っている場合のように「あわれみのゆえにそうするのである。そして、自分にされた不正をゆるす場合も同じである。すなわち、何かをゆるす者は、ある意味ではそれを施しているのであるから。……以上のことから、あわれみが正義を取り除かず、何らかの意味で正義の充満であるのは明らかである」<sup>8</sup>。

ここでは、「神はあわれみ深く振る舞うが、それは自身の正義に反することを行なうのではなく、正義を超える何かを行なう」と言われていること、そして、あわれみは正義を取り除くものではなく「何らかの意味で正義の充満である」と言われていることに注目したい。トマスは、神において正義とあわれみは矛盾しないと見ているが、この時、実はあわれみを正義よりも上位においている。正義をより完全なものにするとあわれみになると考えているのではないかという示唆すら得られる。

トマスは『マタイ福音書講解』でも正義とあわれみについて論ずる。そこには「あわれみのない正義は残酷であり、正義のないあわれみは、弱さの母 mater dissolutionis である。そして、それゆえ、両方〔正義とあわれみ〕が結び合っているということにならねばならない」というように「あわれみ」と「正義」を相互補完的なものとして論じる面もあるが、いっぽうで、真福八端をキリストが述べる順序を、紙幅へと至る順序に従って述べていると解する<sup>9</sup>。そうであるならば、あわれみの至福は、正義の至福の1つ後に配されているので、したがって、あわれみは正義

より一段高いことになる。

そして、『神学大全』の上述の議論では、あわれみは正義よりも明確に上位におかれている。そして、神のわざにはすべて、正義とあわれみが見出されるが、「神の正義のわざは、常にあわれみのわざを前提とし、それに基づいている」と言われ、さらには「神のどのわざにも、その最初の根源としてあわれみは現れる」とまで言われる<sup>10</sup>。

このあたりの事情を語る異論と異論回答の問答が次のものであろう<sup>11</sup>。この異論では、正義は義務という前提を、あわれみは和らげるべきみじめさという前提がある、と言われる。すなわち、先行して義務の対象か、みじめな状態にあるものがなければ、この2つは成立しない。しかし、神の創造のわざの場合、それは無からの創造であるがゆえに、先行するものは何もない。「それゆえに、創造には、あわれみも、正義もない」。そして、この異論に対しては、次のようにトマスは回答する。「たとえば、創造には、事物の实在という意味で何か先行することはないにせよ、神の認識のうちには何か前提されている。そして、このことゆえに、ここで、正義という観念は救われるのである。すなわち、神の知恵と善性とにふさわしく、事物を存在へと生み出すという観点で〔、神の正義は成立する〕。そして、ある意味では、あわれみの観念も救われる。存在しないという状態 non-esse から存在へと事物が移されるという観点で〔、神のあわれみは成立する〕」<sup>12</sup>。

ここで注目したいのは、存在しないという状態から存在へと事物を移すのが、神のあわれみとされていることである。あわれみとはみじめさを取り除くはたらきをもたらすものであると論じてきた。そうであるならば、存在しないという状態は、被造物にとってみじめだったと見なされていることになる。

さらに、神の創造における正義に関しては被造物を生み出す *producere* と言われているのに対し、神の創造におけるあわれみに関しては移す *mutare* と言われていることにも注目したい。創造に正義を見出す時、被造物は無であり、創造によって存在し始めるが、創造にあわれみを見出す時、被造物は無の状態にあるものであって、そこから救われて存在の状態に移されると考えられているとも解釈できる。

神の創造に見られる正義が、神の知恵と善性にふさわしく事物を存在へと生み出す、すなわち、神の知恵と善性から、被造物をしかるべき秩序のもとに想像するということが観念されている。しかしながら、神の創造に見られるあわれみについては、被造物を無から存在に引き出すということしか語られておらず、そこに、存在しないことが被造物にとってみじめであるという先ほどの議論をつなぐなら、トマスにとって、神の創造のわざにおけるあわれみは、創造される側のほうに正義よりも重点が置かれていると言えそうである。

創造される側、すなわち、神にとっての他者のほうに重点を置いて神のわざを論じるなら、神から他者への何らかのあふれ出しが想定されていなければならない。そして、確かにこう言われる。「……ある被造物にあるべきものを、神は、その善性のあふれ出しにより、事物それぞれの応分として求められる以上に気前よく、配り与える。正義の秩序を守るのに十分なだけでは、神

の善性もたらすよりも少ない。これ〔神の善性〕は被造物の応分を超えているからである。

ここで言われているあふれ出しは、神から他者へというよりも、善性が応分を超えるということの方を意識して使われているのかもしれない。しかしながら、そうであっても、神しかおらず、他のものはすべて無であった状態から被造物を存在に呼び出したということを、神からの被造物に対する、本来神のものであるはずの存在の贈与であると解するならば、存在させられるということ自体が被造物にとって過分であって神のあわれみによるというように議論をつなぐことができ、また、この贈与自体が本来の持ち主である神から、応分を超えて被造物に与えられたという意味であふれ出しであるということもできる<sup>13</sup>。

そして、神のあわれみは、一次的原因として、二次的原因よりも激しく、被造の事物に注ぎ、すべての後続のものの中でより激しく力を保っていると述べられる<sup>14</sup>。このような記述から、神のあわれみには浸透性が想定されているは明らかである。

以上論じてきたことをまとめると以下のように言えるだろう。神のあわれみは、神の正義と同じく完全さの配分という神の善性のあらわれである。神の正義が神自身への義務として、被造物に対する応分の完全さの配分を意味するのに対して、神のあわれみは応分を超えた完全性を与え、被造物の欠陥を取り去ろうとするものである。ゆえに、神の創造においても正義とあわれみは見出すことができる。神の知恵と善性とにふさわしく被造物を創造したという意味で正義が見出され、存在しなかったものを、いわば無から救い、存在へと移したという意味で、創造にはあわれみが見出されるのである。

### 3. 『神学綱要』 Compendium Theologiae での神の正義

『神学綱要』において、神の正義は、一面においては、人間の罪を裁き、罰するものとして語られる。日本ではほとんど研究されておらず、邦訳もないテキストであるので、本章では神の正義に関わる章を、訳出しながら論じることとする。

トマスは、死後の靈魂が、身体がないままに火によって苦しめられるということが可能であることについて論じているが、その際、この火は「復讐する神の正義の道具としてはたらく」<sup>15</sup>ものと位置付けている。

この世で犯した罪のうち、「犯してしまったが最終的には悔い改められた罪のための悔い改めが、この生〔現世〕では十分なされていなかった」<sup>16</sup>ものに対して神は、死後の悔い改めのため、永遠ではない有限の罰を与えるが、「罪を悔いず、そのまま死ぬまでその〔罪の〕うちに固く留まり続ける罪びとには、永遠の罰が下される」<sup>17</sup>とする。

以下、上で記した永遠ではない有限の罰と、永遠の罰とについての『神学綱要』の章を訳出する。「正義」という語に下線を引いたので、「正義」がそれぞれの議論の中でどのような役割を果たすのか注目してほしい。

### 3.1. 神の正義の厳しさ

#### 3.1.1. テキスト

##### 第181章

この生の後には、永遠ではないある浄めの罰が、死すべき罪についての、  
生きている時には不十分だった悔い改めを十分にするためにあること

またたとえ、なんらかの靈魂が、既に言われたとおりに、物体から解放されている時には常に、永遠の至福を成就しているとしても、それでも、あるものはこの成就が時間的に遅らされている。時には、犯してしまったが最終的には悔い改められた罪のための悔い改めが、この生〔現世〕では十分なされていなかったということがある。そして、神の正義の秩序は、過ちに対して罰をもたらすようになっていたので、この生〔現世の生〕の後に靈魂が、この世では果たしきれなかった罰を果たし切ると言わなければならない。しかし、呪われた者たちが、最終のみじめさに陥るようなこととは違う。悔い改めを通して、神の愛の状態に引き戻される時、これ〔神の愛〕によって神から、彼〔神〕を最終目的として離れなくなったので、永遠の生を報いとして与えられるということである。それゆえ、〔結論として〕残るのは、この生の後になんらかの浄めの罰があって、これ〔清めの罰〕によって、悔い改めが十分にされて不完全でなくなるのである。

##### 第183章

過ちが一時いっときのものであるので

永遠の罰を受けることは神の正義に反するか

しかし、永遠の罰を受けるということは、神の正義の概念に反しているわけではない。というのは、人間の法によってもまた、罰が過ちに時間に関して釣り合うことが求められているわけではないからである。すなわち、姦通や殺人の罪に対して、これは短い時間で犯す罪であるが、人間の法は時に永久追放を、あるいは死さえも判決として下す。これ〔死〕の場合は永久に、共同体社会から締め出される。追放が永久に続くものではないということは、人間の命が永遠でないから、付帯的に〔結果として〕そうなる〔だけの〕ことであり、裁判官の意図としては、彼を、まるでそれができるかのようだが、永久に罰したいのだと思われる。そこで、瞬間的なあるいは有限の時間での罪に対し神が永遠の罰を判決として下されたとしても、それは不正ではないということになる。

だから同様に、罪を悔いず、そのまま死ぬまでその〔罪の〕うちに固く留まり続ける罪びとには、永遠の罰が下されると考えねばならない。

また、神に対して犯されたどんな罪であっても、罪を犯された神の側から見れば、ある種の無制限性を有する〔ある意味無限である〕。すなわち、その人に対して罪が犯される人の身分が高いほど、罪は重くなる。例えば、騎士に平手をくれるのは、農民にくれるより〔罪が〕重いと看做

され、加えて、領主や王にそうするなら〔騎士の場合より〕さらに重く受け取られるように。以上のような場合なら、神の場合もまた、無限に偉大なので、彼〔神〕に対して犯された侮辱はある意味で無限である。それゆえ、それ〔神に対する侮辱〕には、なんらかの仕方でも無限の罰があるべきだということになる。しかし、罰は無限に重くし得ない。そういう意味で無限な被造物は何もあり得ないからである。それゆえ、〔結論として〕残るのは、死すべき罪に対しては、持続という点で無限な罰があるべきだということである。

また、更正させ得る者には時限のある罰が、その更正か浄めのために下される。それゆえ、罪から更正され得ず、その意志が罪に固執して離れることがない者の場合、例えば、呪われた者たちについて既に語られたような場合、その罰は有限とされるべきではない。

### 3.1.2. 註釈

上に訳出したテキストでは、神の正義の厳しさと言うべきものが語られている。すなわち、有限の罰については「神の正義の秩序は、過ちに対して罰をもたらすようになっているので、この生〔現世の生〕の後に靈魂が、この世では果たしきれなかった罰を果たし切ると言わなければならない」と言われる。神の正義は、それぞれのものに応分のものを与えるということであるので、過ちを犯した者には応分の罰が与えられることになる。

この有限の罰は悔い改めを目的としており、「悔い改めを通して、神の愛の状態に引き戻される時、これ〔神の愛〕によって神から、彼〔神〕を最終目的として離れなくなったので、永遠の生を報いとして与えられる」とされる。いわば、救いのために過ちに應じた罰を与えることが、悔い改めている罪人に対する神の正義だということになる。

しかしながら、罪から離れることがない者に対しては、永遠の罰を下すということが神の正義に反しない、すなわち、永遠の罰が神の正義に照らしても応分であるということになる。更生の可能性がない罪びとは更生すれば終わる有限の罰ではなく、永遠の罰が応分であること、また神に対して犯された罪は、無限の存在に対する罪であるので、どのような罪であれ無限の重みを持つので、無限の、すなわち永遠の罰が応分であると考えられるからである。

ここでは、いわば、有限の過ちや罪には有限の罰を、無限の罪には無限の罰が応分であり、神の正義に適うと論じられている、ということになるであろう。

しかし、神は応分の正義のみを追究する存在ではない。次にあげるテキストは、トマスが神の正義の意味を拡張しているともとれる箇所である。

## 3.2. 神の正義のやさしさ

### 3.2.1. テキスト

#### 第145章

#### 罪は赦され得ないものではないということ

しかし、もし、赦され得ない罪が神の無能にゆえではなく、神の正義が、誰かを恵みから零れ落ちるようにし、後にそれ〔恵み〕に帰らせることのないようにしたのだ、と言うならば、これが偽であることは明白である。すなわち、神の正義の秩序は、この世にある限り、道の終端に関わるものが与えられるようにする。そして、善に関しても悪に関しても動かし得ない状態にあることは、道の終端に関わっている。すなわち、動かし得なさや安らぎは運動の終端であるが、現在の生全体は道の状態であり、人間が、物体として見ても、靈魂に関しても変わり得るものであることがその証明である。したがって、神の正義は、人間が罪の後に、そこ〔罪〕に留まることを求めているのではない。

さらに加えて、神の好意によって、人間に危険が課せられることはない。特に最も大きな好意においてすら。そして、移ろいやすい生を送っている人間にとって、恵みを受けることが危険となるのは、恵みの後に罪を犯すかもしれず、そして恵みに戻り得ないということである。ことに、恵みに先立つ罪は、恵みによって赦される、恵みを受けた後に人間が犯すもの〔罪〕より時には大きい罪が赦されるので。それゆえ、人間の罪が赦され得ないとは、罪を犯す前であれ、犯した後であれ、言うべきではない。

### 3.2.2. 註釈

ここでは「神の正義は、人間が罪の後に、そこ〔罪〕に留まることを求めている」と述べられていること、すなわち、神の正義は、罪に応分の罰を与えるということで終わっておらず、罪の状態からの回復も含むものであることに言及している。

このことは、悔い改める罪びとに対する有限の罰について論じた際、有限の罰の目的としては論じられていたが、正義の目的としては触れられておらず、正義に関してはむしろ、「神の正義の秩序は、過ちに対して罰をもたらしようになっている」とあるように、過ちに対し応分の罰を下すことに重点が置かれている。

それに対して、3.2.1のテキストでは、神の正義が、罪からの悔い改め、罪からの神の愛への復帰、あるいは罪からの回復を求めているということが語られている。これは、3.1.1のテキスト、そして『神学大全』で述べられている正義よりも、広いはたらきをなすものであると言える。罪からの神の愛への復帰という回復が語られているということは、罪というみじめさからの回復が語られているということであり、『神学大全』での用語法に従うなら、あわれみのはたらきに属すると言えるものである。

実は『神学綱要』には、神のあわれみという語句は一切出てこない。トマスはこの著作では、

むしろ、正義に『神学大全』ではあわれみのはたらきとされたものまで担わせるという論じ方をしているということになる。

### 結語—総合—

1. および2.での議論をまとめるなら、神の正義は神自身に対する義務として被造物のそれぞれに応分の完全性を与えるというものであるが、神のあわれみは、正義より上位のものであり、正義の充満とも表現されていた。そして、神の正義のわざは、神のあわれみのわざを前提とするということでもあった。

そして、『神学綱要』では、神は正義であるがゆえに、悔い改めた罪びとには有限の罰を、もはや悔い改めることのない罪びとには永遠の罰を、というように応分の罰を与えるが、その同じ正義によって罪からの回復を求めるということも、3.で確認した。『神学綱要』での神の正義が、『神学大全』ではあわれみとされたことまで含むということは、神のあわれみが神の正義の充満であるということと整合する。正義とあわれみは、あわれみが上位であっても、神の中では連続しているということだからである。その意味で、神の正義は、神のあわれみが被造物にあふれることを前提とし、被造物に罰を下す時すら、被造物の回復を求めるあわれみに基づいているということになる。

## 文献表

### テキスト

1. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, Pars I et I-II, Marietti, 1952.
2. Thomas Aquinas, *Compendium Theologiae*, in: *Opuscula Theologica* vol.I, Marietti, 1975
3. Thomas Aquinas, *Super Evangelium S. Matthaei Lectura*, Marietti, 1951.

---

## 註

- 1 Thomas Aquinas, *Super Evangelium S. Matthaei Lectura*, Marietti, 1951, p.70.
- 2 Ibidem.
- 3 Ibidem.
- 4 ST, I, q.21, a.2, cor.
- 5 ST, I, q.21, a.3, cor.
- 6 Ibidem.
- 7 Ibidem.
- 8 ST, I, q.21, a.3, ad2.
- 9 Thomas Aquinas, *Super Evangelium S. Matthaei Lectura*, Marietti, 1951, p.67.
- 10 ST, I, q.21, a4, cor.
- 11 ST, I, q.21, a.4, a64. ad 4
- 12 ST, I, q.21, a.4, ad 4
- 13 あるいは、トマスの用いるあふれ出し *abundantia* という語は、神からの被造物に対する応分を超えた贈与のニュアンスが込められているという仮説を立てられるかもしれない。
- 14 ST, I, q.21, a.4, cor.
- 15 CT, I, c.180.
- 16 CT, I, c.181.
- 17 CT, I, c.182